



対話と法：法社会学の視角から（特集＝「法と対話」の現状と課題）--（基礎法学）

樫村，志郎

(Citation)

法律時報, 78(12):6-12

(Issue Date)

2006-11

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

この論文ファイルは印刷不可です。

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006530>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



対話と法

——法社会学の視角から

樫村志郎

一 対話と法

国語辞典によれば、「対話」とは、向かい合って話すことであり、「会話」は、二人ないし数人が互いに話したり聞いたりすることで、共通の話を進めることである。英語の辞書では、対話(dialogue)は、二人またはそれ以上の人が会話をすること、また、そのような文体で書かれたテキストを指し、会話(Conversation)は、感情、観察、見解、思想の口頭による交換とされる。本稿では、これらの人間活動を、「会話」という語で代表し、二人以上の人々が、相互に目的をもって、話を交わし、思想を伝え合うこと、すなわちコミュニケーションを行うこ

と、と定義しよう。

このような定義に従うと、会話と法の間には、社会学的に言って、重要な関係が存在すると言える。

第一に、会話は、二人以上の人々の間の思想の交換であるから、それは社会的共有知識を成立させ、豊かにすると考える。そして、法は、社会的に共有された知識たるルールの一つのカテゴリーであるから、会話は、法の成立と発展に寄与するべきものと想定できる。

第二に、法は、しばしば、潜在的または顕在的な対立の場面で作用するが、会話もまた、対立する利害関係者の間で行われることがある。これらは、紛争を解決したり、必要な利害の調整を行うという目的をもっている。

第三に、法の手続またはプロセス

は、二人以上の人々の間の見解の交換を実現させることを目的にしている。すなわち、法の中には、すでに特殊な会話の一形式が組み込まれ、法の目的のために動員されている。

これらの点からみて、法的活動と会話的活動の間には、共有知識を成立させたり、対立を解決するという機能における類似性ないし等価性があり、また、法的活動の組織の中に会話的活動が組み込まれているという意味で、形式上の複合性ないし一体性が見られると言える。

二 社会と言語への現代的関心の起源

以上を前提にすると、はたしてどの程度まで、法と会話は相互に機能的に

等価なのであろうか、また、法と会話は、どの程度まで、それらを取りまく社会環境的諸条件によって制約されたり、それらを改変する影響力をもっているのだろうか、と問うことができよう。

この問題を説明していくために、現代において社会と会話への学問的関心がどのように生じてきたかを簡単に振り返っておく必要がある。

社会言語学においては、一九六〇年代末頃まで、会話は、その背景にある体系的言語への関心のもとで研究されていた。この志向性は、言語を学問の対象として純粋な姿で把握したいという関心にもついていた。¹⁾

法社会学においても、一九七〇年代前半ごろまで、社会言語学に対応する状況が見られる。このころまでの法社

会学では、法は、社会から生じるが、社会関係そのものに内在するものではなく、そこから切断された一定の当為を命題にしたものであり、そうしたものとしての法は、法の執行を基礎付け、枠づける規約の集合体とみなされていた。すなわち、法使用その他の人々の行動の水準ではなく、その背後に存在すると想定されるある体系に注目されていた。たとえば、川島武宜（一九五八年）は、「法とは、社会に働きかけ、人々に一定の行為を要求し、それを表現するために必要となった場合には政治権力を行使する用意のあるしくみ、或いはまた、そのような強制によって保障されているところの・行為の命令である」とし、言語の法への寄与という点では、川島は、こうした命令を正確に文字通りの仕方で行うため、論理的に構築された言語が必要だとした。ここには、社会に内在する法使用活動それ自体への関心がほとんど見られない（当時の状況につき、中山、二〇〇二年も参照）。

これに対して、過去三〇〜四〇年の間に、社会的相互行為として法や会話をとらえる学問的視角が成立してきた。⁽³⁾ 人が特定の場面や相手方に対して何を述べるかについての説明を行うこ

とにはじまり、言語と社会的相互行為の研究は、法のみならず、政治、医療、教育、マスメディア等の社会的活動の、場面に即した、具体的意味解明に利用されており、そうした研究を通じて、異文化接触、社会的知識の維持や変動、集合的行動の言語的構築等の巨視的な社会現象の説明が進められている（Fitch & Sanders (eds.) 2005）。

三 社会的相互行為としての会話

1 会話事例

本節では、会話という相互行為を検討することを通じて、いかにして社会構造の説明が行われるかを会話事例とともに提示することしよう。

つぎに紹介する例は、ある入門論文集（Jaworski & Coupland, eds., 1999a）に付された序論（Jaworski & Coupland, 1999b, pp. 9-13）で取り上げられたものである。それは、創作ではなく、現実の社会的場面で生じたものと想定されている。

会話事例

この会話は、ある家庭の戸口であったものであり、会話者は、この家の八歳の子供であるレベッカ、その母

親、そしてトンブソン夫人という人である。トンブソン夫人が最初にこの家の正面玄関のドアベルを鳴らした。母親は二階におり、階下にいるレベッカに呼びかけた。

（正面玄関のドアベルが鳴る）

Mother : Open the door, darling.

Who is it?

母親 : ドアを開けてね、あなた。誰なの？

Rebecca : It's only Maggie.

レベッカ : なんだ、マギーよ。

Mother : (Looking sheepish) Oh, hello. Mrs. Thompson.

母親 : (きまり悪そうに) あっ、こんにちは、トンブソンさん。

Mrs. Thompson : (smiles) Hello. トンブソン夫人 : (微笑んで) こんにちは。

この場では、何がおこっており、そのことに對して、会話はいかに寄与しているだろうか。

この相互行為は、母親の「きまり悪そう」な様子に現れている、ある種の不適切さを相互行為者の間に生み出し、またそれを処理しているものとして、分析できる。以下にその詳細を示す。⁽³⁾

2 会話の組織性

最初に注目すべきことは、この「きまり悪さ」は会話的相互行為上の現象として生起していることである。会話的相互行為上の現象としての「きまり悪さ」は、自己の側の社会規範の違反が他者に目撃されたことを主たる原因とすることが多いし、そのことは、多くの人が共有する常識的知識でもある。母親の「きまり悪さ」は、相互行為上の先行現象たる、レベッカのトンブソン夫人への軽侮的発話⁽³⁾に起因すると言つてよい（Jaworski & Coupland, 1999, at 10）。

一般に、会話的相互行為において表現された「きまり悪さ」は、それに先行して観察可能な会話的相互行為のその他の様相に對して、深く関連している。会話的相互行為上観察可能な諸様相は、全体として一つまたは複数の、関連性体系の中にある。この特徴は、エスノメソドロジーにおいて、説明可能性（accountability）（Sharrock & Anderson, 1986 pp. 55-57）、または秩序（order）・秩序性（orderiness）と呼ばれる（Livingston, 1987 pp. 12-18, Garfinkel, 1991 pp. 14-18）。

3 会話の指標性

一般に、会話的相互行為が成立するためには、会話的相互行為上の現象が、その参与者に理解可能な仕方で生起する必要がある。多数の会話が同時進行する「パーティ」のような場面を想起すれば思い当たるように、自己が参与している会話はたやすく理解できるのに、自己が参与していない会話は物理的に声が聞こえていても理解しにくいものである。これは、会話的相互行為への参与者が持続的に会話に注意を向けるからである。会話的相互行為は、会話の共同参与者が注意を向け、相互の注意の交錯する場の中で共同して作り出していくものである（樫村、一九八九年 八九―九四頁）。

レベッカの発話に起因する母親の「きまり悪さ」という現象は、会話参与者が共同して産出する会話的相互行為上の出来事である。また、会話参与者が出来事の産出に寄与する程度や仕方には、さまざまな差異があるが、それらは、会話的相互行為をさらに産出していくために参与者が利用する社会資源でもある。この事情は、たとえば、「きまり悪さ」の生起に引き続く母親の発言とそれに引き続くトンブソン夫人の以下のような行為に見ることができる（Jaworski & Coupland, 1999

pp. 11）。トンブソン夫人が「微笑んだ行為は、第一には、人は、このような「訳知りの笑み」を浮かべることがあるという常識に依拠すると、レベッカが自分を適切に出迎えなかったことについて母親が「きまり悪さ」を感じていることの理解を示すものと言える。したがって、それは、母親の「きまり悪さ」の表現を原因としておこった出来事であると言える。第二に、トンブソン夫人の「微笑み」は、人がしばしば他者の「きまり悪さ」に対して礼儀正しい反応を行うときに「同情の笑み」を浮かべるという常識に依拠すると、母親の「きまり悪さ」に対する中和的反応であると言える。第三に、人は自己に対する侮辱や軽侮に対して「笑ってやりす」ことがあるという常識に照らしてみると、トンブソン夫人の微笑みは、レベッカの発言に対する受容と許しの意味を伝えうるものと言える。

母親の発言について簡単に見ると、それは、ohという音、helloという挨拶、そして、Mrs. Thompsonという呼びかけからなりたっている。常識にもとづくと、ohは「気づきの印」として用いられることがしばしばあり、ここの「きまり悪さ」に二つの仕方

で関連している。第一は、トンブソン夫人がすでに戸口から中に入っていたことの気づきであって、「きまり悪さ」の内実に関する手がかりを与えている。呼びかけは、レベッカの「マギー」を訂正し、置き換えたものである。helloは、やはりレベッカの不適切な発話を訂正したものである（ibid.）。

会話的相互行為の、以下のような多層的構造が常識をもつ参与者に対して接近可能であるという特性は、指標性（indexicality）とよばれる。指標性とは、日常の場面においてある対象を指示する「あれ」とか「これ」といった表現（指標的表現）が典型的にもつ特性である。これらの表現は、内的意味が不透明であるか不確定であるにもかかわらず、その使用場面において、十分に明確な、しかも多層的な、意味を伝達できる。

4 会話の自己反映性

これまでの分析が示すように、会話的相互行為は、二名以上の参与者の共同作業によって成り立つものである。会話的相互行為を構成する発話と行為の具体的様相は、互いに関連し合う多層的意味をもっているが、それだけで

はなく、多数のそうした関連する様相は、一つがその他の様相に意味解釈を与えることを通じて、たがいに指示しあい、支え合いつつ、ある複合的な意味的構造を維持し、あるいは時間の中で発展的に、それを構築している。これは、日常的相互行為の相互反映性（reflexivity）とよばれる（Garfinkel, 1967, pp. 79）。

会話的相互行為により維持・構築される複合的な意味的構造の中には、参与者のアイデンティティ、相互行為の場をとりまく制度的様相、あるいは全体社会につながる政治的意味構造が発現してくる。たとえば、レベッカの不適切な発話により「きまり悪さ」を感じることを通じて、母親は、「レベッカの母親」という役割を構築している。レベッカは、適切な出迎えができない、あるいは、家族の内と外を混合するということにより、「子供」という役割を構築している。トンブソン夫人は、軽侮的発言に対して礼儀正しく微笑むことにより、「使用人（家政婦）」という役割を構築している（Jaworski & Coupland, 1999 p. 11）。これらの行為や発言は、同時に、家族、家事サービス契約等の制度的様相に結合しており、階級構造や大人と子供と

いった全体社会の政治的文化的構造に結合している。こうして、会話的相互行為は、全体社会を含む社会構造を、指標的かつ相互反映的に維持構築するものである。

四 法的会話と合意の構築

1 会話的相互行為としての合意の構築

以下では、紛争解決の方法の一つとして「調停」とよばれる方法を例にして、これまでの分析方法の適用例を示してみる。⁶⁾

調停による紛争解決は、当事者の合意に依存するという特徴をもつと言われる。「合意」という語は、作成される解決内容が、両当事者の意思に一致することを言う。すなわち、さまざまな働きかけや説得がなされるにせよ、最終的に当事者が自らの意思で解決を承認することで、その解決が紛争解決を達成するものとしての資格を得ることになる。そこで、紛争解決のコミュニケーションは、以下で検討する諸要因の影響・制約のもとで、合意の構築に向けられる。

2 イデオロギー

合意の調達が紛争解決コミュニケーションにおける重要な目標となることから、調停人の行動は、裁判官とかなり異なったものになることは明らかである。多くの場合、その行動は、調停人がコミットする特定の調停理論を考慮して選択決定される。

実際、調停型紛争解決において、合意の建設は紛争解決の最終目標とみなされるとは限らない。調停型紛争解決は、合意のほかにも多くの潜在的に有益な帰結をもたらすし、合意を通じて別の有益な帰結をもたらす。こうした目標設定とそれに応じた手段のストックは、調停の「理論」と呼ばれるものにより提供される。それは、「イデオロギー」とよぶことができよう。こうした「イデオロギー」の例としては、ある特定の法や政策の実現、より手続的な「エンパワーメント」、あるいは反法律的「悍風美俗」があげられる。

3 介入の量

合意の構築が誰のイニシアティブで行われるかにより、調停人が能動的に関与する方法と、調停人が消極的に関与することに自己制約するという方法との間でバラエティがありうる。この

バラエティは、相互行為の戦略とその結果として生じるパターンの違いとなつて現れる。前者は、より介入主義的(interventionist)なパターン、後者は、非介入主義的なパターンを成立させる。

4 権威の型・強弱・使用

調停型紛争解決においては、調停人にどのような権威が認められているかにより、別のバラエティが成立する。とりわけ、調停人の権威は、紛争解決過程で建設・維持される合意の一部として成立する場合と、そのような合意に依存しない場合とがある。前者の場合は、調停人は、自己の権威の確立と紛争解決内容にかかわる合意の構築という二種類の合意を同時に建設する能力を問われる。他方、後者の場合は、紛争解決過程はその限度で仲裁型に近づき、調停人は、仲裁型と共通の権威をも利用して、特定の紛争解決への当事者の合意を構築することになる。その例は、調停後仲裁(med-arb)である。

調停型にせよ仲裁型にせよ、権威には強弱があり、介入の量や方向にバラエティを生み出す。また、権威の使用には、紛争解決の内容に志向する実体的

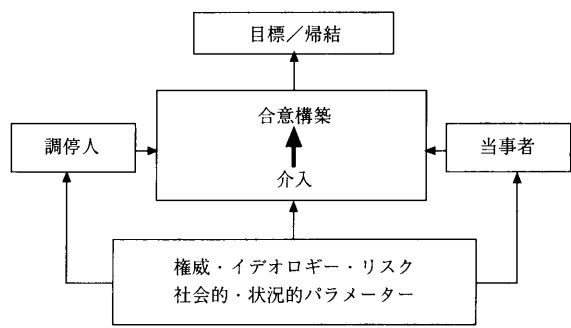
志向のパターンと、その手続に志向する手続志向のパターンとがある。

5 リスク

二当事者交渉においては、交渉を通じて達成されうる合意と交渉によらない場合の結果を対比することが、合意の成立に有益であることが分かっている。交渉によらない場合の結果は Best Alternative to Negotiated Agreement とよばれるものである。これは、当事者が交渉失敗の場合のリスクを認識評価することで、合意の構築が促進されるからであると考えられる。調停型紛争解決においても、合意が成立しない場合、紛争がどんな結果になるかの認識評価が重要になる。

当事者にとって、そのリスクが高く、当事者がリスクを冒すことを好まないほど、紛争解決における合意の構築は容易になる。一方、調停人にとってもこのリスクは作用し、調停人にとって、調停による解決の失敗、あるいはその他の不完全さからもたらされるリスクが高いほど、また、調停人がそのリスクを冒すことを好まないほど、調停人は、そのイデオロギーの枠のなかで、合意の構築に積極的に努力することになる。

合意構築のパラメーターの関係



図

この分析枠組の概略は図に示すことができる。

6 分析例

以上の枠組みは、調停人の合意構築の戦略を会話的相互行為の戦略と結びつけて理解するために有益であろう。Kolb⁴ (Kolb et al. 2001) は、アメリカの代表的な調停人を選び、その現場の仕事を記述分析した。その一事例（いわゆる規制交渉reg-negとよばれる調停類型）によって、以上の枠組

みの適用を例証してみよう。

ネバダ州に建設される原子力廃棄物基地の認可手続ルールの設定のため、原子力規制委員会（NRC: Nuclear Regulation Commission）は、独立開業調停人に、産業界、原子力事業団、ネバダ州、環境保護団体、地元自治体、ネイティブアメリカン団体等を当事者とする規制交渉の調停を依頼した。この交渉においては、最後の段階で産業界代表が同意を拒否したため、当初目的とされた全員一致の規制ルールは作成できず、NRCは、産業界を除く当事者が反対しないことを予定して新ルールを制定公布するという結果となった。

調停人は、原子力工学の専門知識等による権威はもたず、協議を通常のように行わせるといふ系統統制者としての能力にしたがい、実体的に非介入主義的で、手続的に介入主義的なスタイルをとった。産業界は、合意構築に協力してきたが最後の段階でその合意からの離脱を望み、調停人は最後の段階では「合意の弁護人」として介入性をより強めたスタイルに移行した。それでも、調停人は、合意の達成の価値とその不達成のリスクを、当事者の行った合意への投資の損失のリスクとして

提示するという手続的合意構築戦略の枠内にとどまろうとした。この戦略は、交渉を通じて共通利益が最大化されるべきだという調停人のイデオロギーを反映していた（Harrington, 2001, p. 145）。

会話的相互行為の詳細への注目が調停人の実践的で専門的な相互行為戦略の分析に対して有効であると示唆できよう。こうした分析は、弁護士の他の業務領域ばかりでなく、裁判官、行政官、政治家、一般市民等の行う法的決定の分析に新たな光をあてる研究を可能にする。

五 結論

会話的相互行為が複数の人々の関心事を組織化する仕方は、法、社会規範等による行為者への拘束に直接には依存しない。それは、相互行為の内側から、外側すなわち制度的構造的な水準に向けて、社会を組織化するのである。その一つの純粋な類型が前節で取り上げた合意の構築である。合意構築においては、会話的相互行為は、対面する人々の間に直接的な相互理解を作り出し、それを核にすることで、より

大きな社会的アレンジメントを組織する。

また、会話的相互行為は、その内部に力の行使を含むことも明らかである。会話的相互行為の研究は、語の選択や推測の制御等を通じて暗黙のうちに影響力が行使されること、また、権威をもって確立維持される法、医学、科学等の形式化された知識体系へと会話的相互行為を結合することを通じて、多かれ少なかれ明示的にも、影響力が行使されることを明らかにしている。

(1) 言語が社会的関連性をもつことは従来から認められてきたが、言語の使用行為ではなく、使用される言語が分析の対象とみなされてきた。会話が体系的言語の単なる使用としてのみ把握された結果として、会話それ自体は、方言、俗語等への関心を除くと、ほとんど顧みられなかった（シュリーペンランゲ、一九九〇年 三五—三六頁）。

(2) この大きな変化の基礎にあるのは、言語にせよ、法にせよ、それらが行為の中で作用することが認識され、その認識にもとづく個々の研究プログラムが長い間に一步一步成長してきたことである。二〇〇五年に公開された「言語と社会的相互行為ハンドブック」(Titch & Sanders, eds. 2005, p. 1) は、この方針にしたがい成長してきた領域を概観する目的で出版された。そこにおいては、言語と社会的相互行為の領域における具体的研究プログラムが、つぎの

ようにまとめられ列挙されている。「われわれは五つの副次的研究領域を確認した。それらは、言語語用論、会話分析、言語の社会心理学、ディスコース分析、およびコミュニケーションの民俗誌である。これらの研究領域に共通する関心は、人が、ある特定の状況で、ある特定の相手に対して話すことの意味性の解明である。」

(3) ややもすると、この「きまり悪さ」の本質は、母親の内的現象（内心の出来事）として、つまり、母親が「きまり悪さ」を表示したのは、母親が内心で「きまり悪さ」を感じたからだと思われやすい。だが、こうした想定にとられると相互行為秩序の働きを見逃すことになる。なお「きまり悪そうに」という語で、観察した事実を表現することが正当化されるかどうかは、つぎの二点に依存する。第一は、「きまり悪そう」だという観察が、正当化されるかどうか。これは、観察者が観察したことを解釈するためにどのような知識を利用できるか（「きまり悪さ」を表現する文化的様式の知識、母親の人格についての知識等）に依存する。第二は、観察したこと（母親の顔色、声の調子、姿勢等）が事実と合致しているかどうか。これは、観察者の視力その他の感覚能力に依存する。解釈の正当化の問題は、「きまり悪さ」のような主観的判断を含む観察の場合だけでなく、潜在的には、あらゆる相互行為の解釈について生じる。だが、会話的相互行為の分析の目標は、ある一つの解釈が理論的に正しいこと（そして、どんな状況でもそれが正しいこと）を示すことではなく、ある解釈が相互行為者の間で共有されるに至ったことを前提として、こうした解釈の共有が達成されるとすれば、「いかにして」それが達成されるかを示すことにある。会話

分析の方法論的基準によれば、その観察の正当性は、会話の参加者が行う観察との同型性によって、裏付けられる（樗村、一九九六年 一四九頁）。なお、会話的相互行為の分析においては、ある会話の解釈は、あらゆる科学的仮説と同様に、研究遂行上、仮に承認されるものにすぎない。これと異なつて、実践的な会話者にとっては、自己が承認する会話の解釈は、通常、実践的には十分な程度に真実と見なされている。また、相互行為上の出来事はしばしば内心の出来事によって説明されるが、会話的相互行為上の現象を、内心の出来事の生起のみによって説明することは、相互行為の厳密な分析のためには著しく不適當であることは明らかである（この論点のより十分な検討について、樗村、一九九四年参照）。

(4) 本文では、この要素を「なんだ」と訳した。原文では、*okey*がこの軽侮の様式にあたる。*okey*は、日常会話においては、ある出来事や対象が重要でないことや、きわめて通例的であつて言及に値しないことを表示するために用いられる。もちろん、こうした軽侮感情は、語に由来だけでなく、発話の調子、身振り等によっても表される（それらは本文のデータでは記録されていない）。こうして、第一に、母親は、レベッカが家政婦であるトンプソン夫人の訪問を*okey*という語で表現するべきものとして扱ったことから、落ち着かなさを表現したと言える。第二に、これと並んで、子供であるレベッカが大人であるトンプソン夫人に対して「マギー」という過度に親しげな呼称（その一つのインブリケーションは軽侮である）を用いたことから、こうした表現が行われたと言える。第三に、この「きまり悪さ」の原因となる二つの様

相が他人であるトンプソン夫人に目撃されたことから、「きまり悪さ」が表現されたと言える(軽侮をその当人から隠さないことは、その軽侮を強める様相である)。

(5) 一般に、会話分析においては、会話的相互行為における発話や行為の意味を同定するのは、その発話や行為に先行する行為や発話のほか、直接に引き続く発話や行為であるという方法的指針がとられる(樫村、一九九六年)。そこで、トンプソン夫人の微笑は、本文で述べた意味を伝えることにより、レバッカの発話が子供っぽい無作法であることや、母親がその場面で「きまり悪さ」を表現したことを、同定することに寄与している。

(6) 本節の記述は、神戸大学法学研究科「市場化社会の法動態学」研究センター(CDAMS)の第四回国際シンポジウムにおいて筆者が行った報告「日本における調停—その概念、イデオロギー、現実—」の一部として発表した内容に基づいている(二〇〇六年九月一六日、神戸国際会議場)。

(7) 法社会学においては、Eckhoff (1966), Gulliver (1979), Fuller (1981), Fetscher (1986), Silby & Merry (1986)らが調停過程の理論化を行っている。しかし、いずれも、会話的相互行為の水準における理論化ではない。そのため、調停人の発話、ストラテジーの分析に具体性を欠いている。また、多くは特定の調停のあり方を対象としている。重要な例外は、Eckhoffのものであり、システム理論に依拠しているため、会話的相互行為の水準を明確に同定していないとはいえ、多様な調停における相互行為のダイナミックスをつぶさに分析している。会話分析による調停の研究は、Gretzbach & Dingwall (1979)「Gar-

cia (1993)」により行われている。本稿の視角にもとづいて、日本の調停過程の分析を本格的に展開するためには、調停過程で何がおこなっているのかについての詳細な事実の観察と記録が不可欠である。しかし、司法改革の中でADRの役割がはじめて司法政策上で承認・評価されるようになったにもかかわらず、その実証的研究を可能にする条件がほとんど整っていない。この状況は、日本の調停実務の長所・短所を、適切かつ公正に理解・評価し、場合によっては外国に向けて発信・紹介していく可能性を、不幸にも著しく狭めている。

引用文献

Eckhoff, T. 1966 "The Mediator, the Judge and the Administrator in Conflict Resolution," *Acta Sociologica*, Vol. 10, 148-172.
Fetscher, William L.F. 1984 "The Logic of Mediation" in Donald Black (ed.) *Toward a General Theory of Social Control*, Vol. 1, 251-259.
Fitch, Kristine L. & Robert E. Sanders (eds.) 2005 *Handbook of Language and Social Interaction*. Mahwah, N.J., U.S.A. Lawrence Erlbaum Publishers.
Fuller, Lon L. 1981 "Mediation - Its Forms and Functions" in Kenneth I. Winston ed. *The Principles of Social Order: Selected Essays of Lon L. Fuller*. Durham, N.C. Duke University Press.
Garcia, Angela C. 1991 "Dispute Resolution Without Disputing: How the Interactional Organization of Mediation Hearings Minimizes Argument" *American Sociological Review*, Vol.56, 818-835.
Garfinkel, Harold 1991 "Respecification: Evidence for Locally Produced, Naturally

Accountable Phenomena of Order, Logic, Reason, Meaning, Method, etc. in and as the Essential Haecceity of Immortal Ordinary Society (I) - An Announcement of Studies" in G. Button (ed.) *Ethnomethodology and the Human Sciences*. Cambridge, Cambridge University Press. 10-19.

Gretzbach, David & Robert Dingwall 1997 "Argumentative Talk in Divorce Mediation Sessions" *American Sociological Review*, Vol. 62(1), 151-170.

Gulliver, Philip H. 1979 *Disputes and Negotiations: A Cross-Cultural Perspective*. New York and London, Academic Press.

Harrington, C. 2001 Howard Bellman: Using "Bundles of Input" to Negotiate an Environmental Dispute, in Kolb 2001, 105-147.

Jaworski, Adam & Nikolas Coupland (eds.) 1999a *The Discourse Reader*. London, Routledge.

Jaworski, Adam & Nikolas Coupland 1999b "Introduction: Perspectives on Discourse Analysis," in Jaworski & Coupland (eds.) 1999, 1-44

Kolb, Deborah, et al., 2001 *When Talk Works: Profiles of Mediators*. San Francisco, Jossey-Bass Publishers.

Livingston, Eric 1987 *Making Sense of Ethnomethodology*. London, Routledge & Kegan Paul Ltd.

Sanders, Robert E. 2005 "Introduction: LSI as Subject Matter and as Multidisciplinary Confederation" Fitch & Sanders, 2005, 1-14

Sharrock, Wes & Bob Anderson 1986 *The Ethnomethodologists*. London & New Y-

ork, Tavistock Publications.

Silby, Susan & Sally E. Merry 1986 "Mediator Settlement Strategies" *Law & Policy*, Vol. 7, 12-19.

樫村志郎 一九八九年 「もめごと」の法学会学 東京、弘文堂。

樫村志郎 一九九四年 「権利意識と法行為」 棚瀬孝雄(編) 現代法社会学入門 京都、法律文化社 二九九—二六五頁。

樫村志郎 一九九六年 「会話分析の課題と方法」 実験社会心理学研究三六巻一 号 一四八—一五九頁。

川島武宜 一九五八年 科学としての法律学 東京、弘文堂。

中山竜一 二〇〇二年 「言語と当為——法哲学と法社会学の境界」 法社会学五七号 六二—七九頁。

重光由加他 二〇〇三年 「会話分析」 小池生夫(編集代表) 二〇〇三年 応用言語学事典 東京、研究社 二二九—二三四頁。

シュリーベン・ランゲ、ブリギッテ 一九九〇年 社会言語学の方法 東京、三才社。(かしむら・しろう 神戸大学教授)

